

刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所における

不在者投票制度の概要

(令和8年1月)

青森県選挙管理委員会

(017-734-9076)

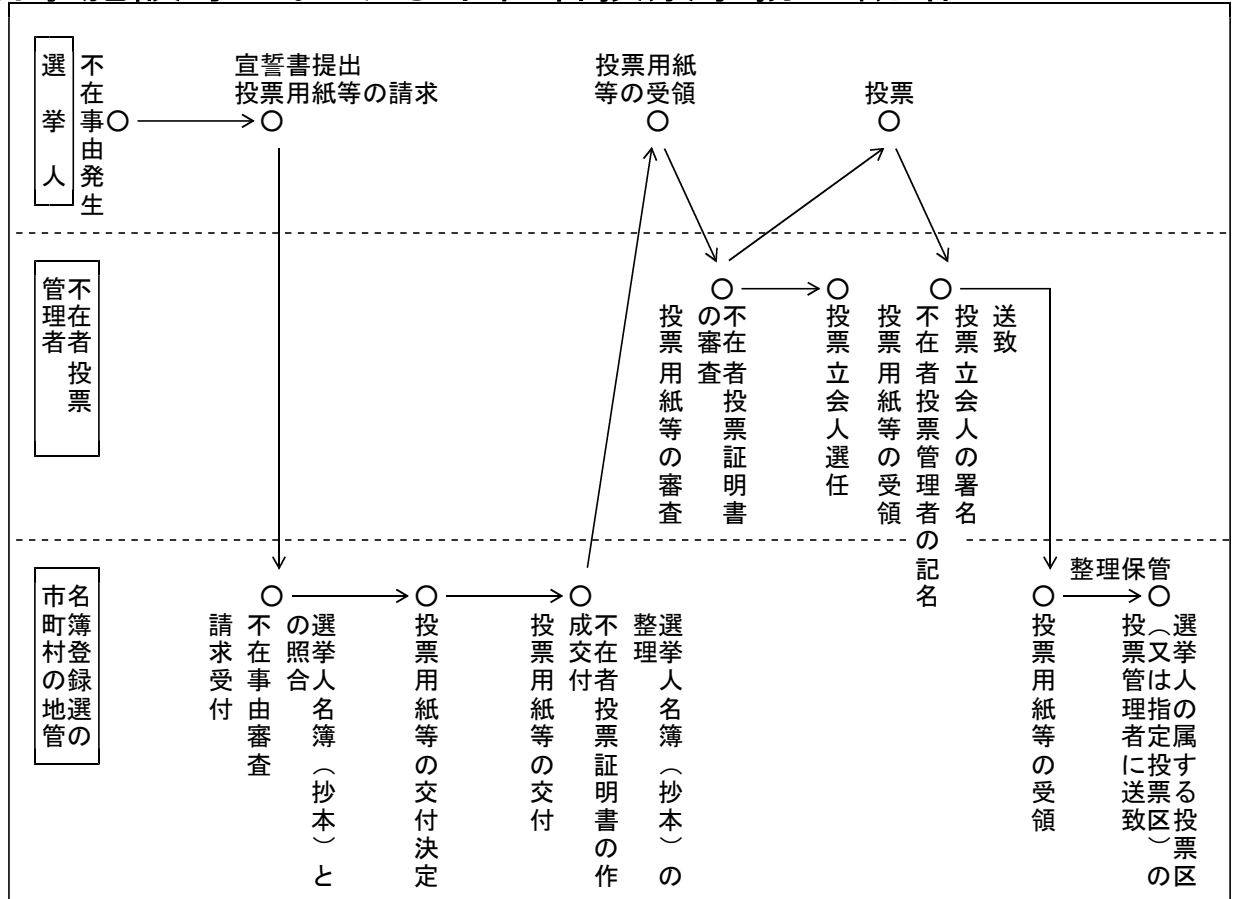
目 次

刑事施設等における不在者投票事務の概略	1
1 不在者投票制度	2
2 刑事施設等における不在者投票ができる者	2
3 不在者投票ができる期間	2
4 不在者投票管理者	3
5 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法	4
6 投票用紙及び投票用封筒の交付	6
7 投票記載所の設備	6
8 不在者投票の方法	7
9 不在者投票の立会人	9
10 不在者投票の送致	9
11 不在者投票に関する経費	10
12 投票用紙等請求書	11
13 投票用外封筒の記載例	12
14 青森県内の選挙管理委員会の所在地一覧	15

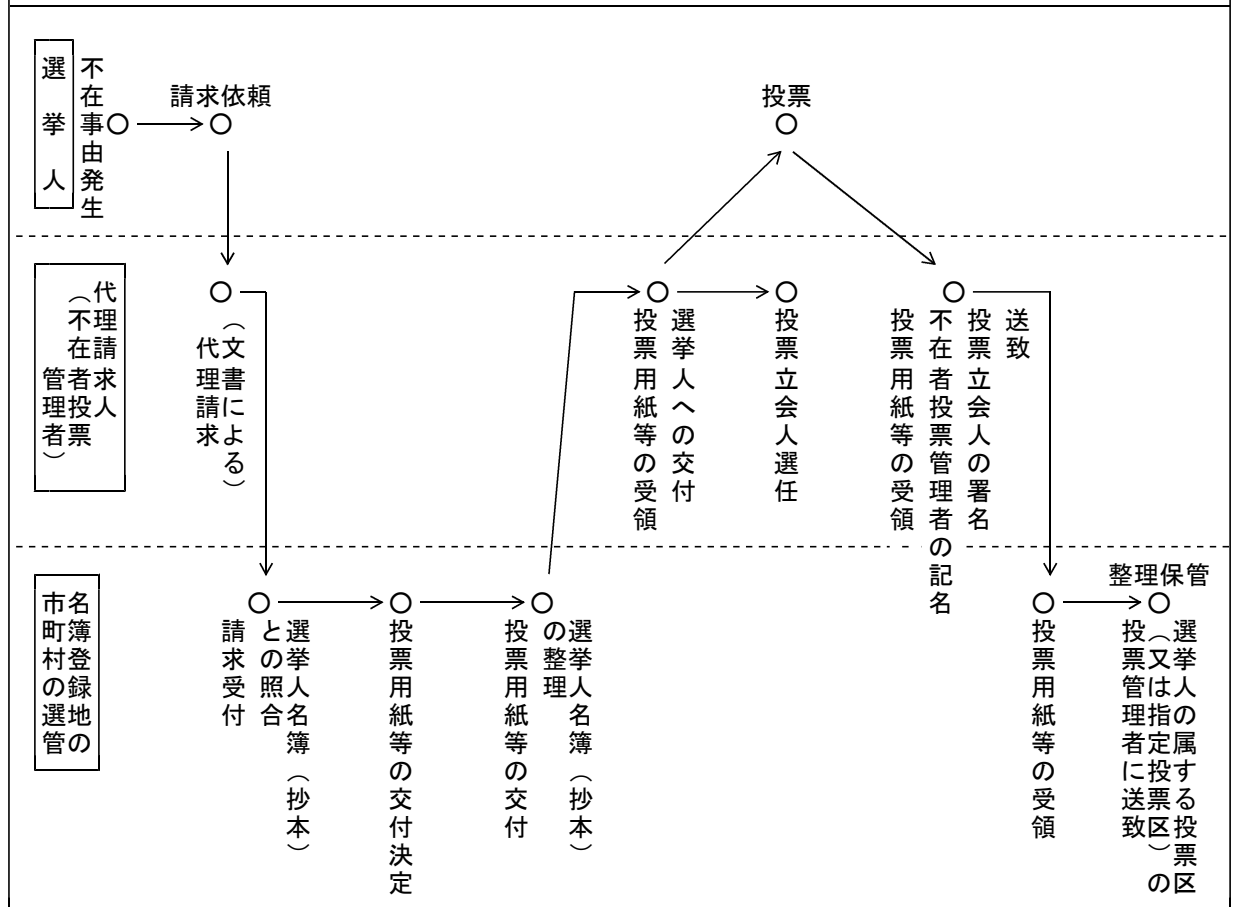
<凡例> 法 . . . 公職選挙法
令 . . . 公職選挙法施行令
規 則 . . . 公職選挙法施行規則
(例) 令55②→公職選挙法施行令第55条第2項

刑事施設等における不在者投票事務の概略

選挙人本人の請求の場合



代理請求人の請求の場合



1 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法44）。

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気等のため、選挙の当日、投票所へ行くことができない者もありますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「刑事施設等」という。）に収容又は留置されている者で選挙権のある者は、不在者投票管理者である刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長及び少年鑑別所の長の管理の下にその施設内においても投票することができることとされています（法49①、令55④）。

刑事施設等におけるこの制度は手続きが複雑ですが、これは、選挙人の便宜を図ることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるための例外的な措置ですので、不在者投票管理者である刑事施設等の長は、この点を理解し、違法な取扱いをしないよう十分注意するようお願いいたします。

2 刑事施設等における不在者投票ができる者（法49①、令55④）

- (1) 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第1項の規定により留置されている者

これらの者で選挙権のあるものとは、未決勾留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者並びにいわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは監置場に留置されている者で、選挙の当日に収容されている場合に限って認められます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

ただし、次の者は留置施設に収容中の者に該当しません。

ア 警察において現行犯逮捕、通常逮捕又は緊急逮捕し検察官に送致するまでの者

イ 検察官が逮捕し又は検察事務官が逮捕して検察官に引き渡した被疑者及び警察から検察官に送致した被疑者で、勾留状の執行あるまでの者

ウ 警察官職務執行法第3条の規定による保護を受けている者

エ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条の規定による保護を受けている者

- (2) 少年院に収容されている保護処分に付された者又は少年鑑別所に収容されている者

少年院又は少年鑑別所に収容中の満18年以上の選挙権を有する者で、選挙の当日に収容されている場合に限って認められます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

3 不在者投票ができる期間（令58①、令56①、法270）

- (1) 選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで行うことができます。

なお、最高裁判所裁判官国民審査についても、同様に行うことができます（注：国民審査の告示前4日以内に、審査予定裁判官の通知があった場合又は新たに審査対象となる裁判官が任命されるような事情がある場合は、審査の期日前7日から選挙の期日の前日までとなります。）を除く。最高裁判所裁判官国民審査法16の2①）。

- (2) 不在者投票は、選挙当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者に到達しなければなりませんので、郵送の時間等を考慮して、余裕のあるよう投票することが必要です。

4 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者（令55④）

不在者投票は、不在者投票管理者の管理の下に執行されますが、刑事施設、労役場、監置場にあつては刑事施設の長、留置施設にあつてはその留置業務管理者、少年院にあつては少年院の長、少年鑑別所にあつては少年鑑別所の長（以下「刑事施設等の長」という。）がそれぞれ不在者投票管理者となります。

なお、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長又は少年鑑別所の長に事故があり、又は欠けた場合には、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令55⑨）。

(2) 不在者投票管理者の主な事務

- ① 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の事務を管理執行すること。
 - ア 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令50④）。
 - イ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令53④）。
 - ウ 選挙人が投票する際に、投票用紙、投票用封筒（及び選挙人本人が投票用紙及び投票用封筒を請求したときは不在者投票証明書）を点検すること（令58①・②）。
 - エ 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令58③で準用する令56③）。
 - オ 不在者投票記載所の設備をすること（令58④で準用する令32）。
 - カ 代理投票の申請を受け、その可否を決定すること（令58④で準用する令56④⑤）。
 - キ 投票の終わった不在者投票を名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致すること（令60①）。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっているため、特に注意すること（法135②）。
- ② 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるため、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ③ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、的確に処理すること（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで県や市町村の選挙管理委員会へ遠慮なくお尋ねください。）。
- ④ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されるため、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。
- ⑤ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないようにすること。
- ⑥ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪（法226、法

227、法237、法238）等の罰則があります（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。）。

5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法（令50①）と刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長又は少年鑑別所の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法（令50④）の二つの方法があります。

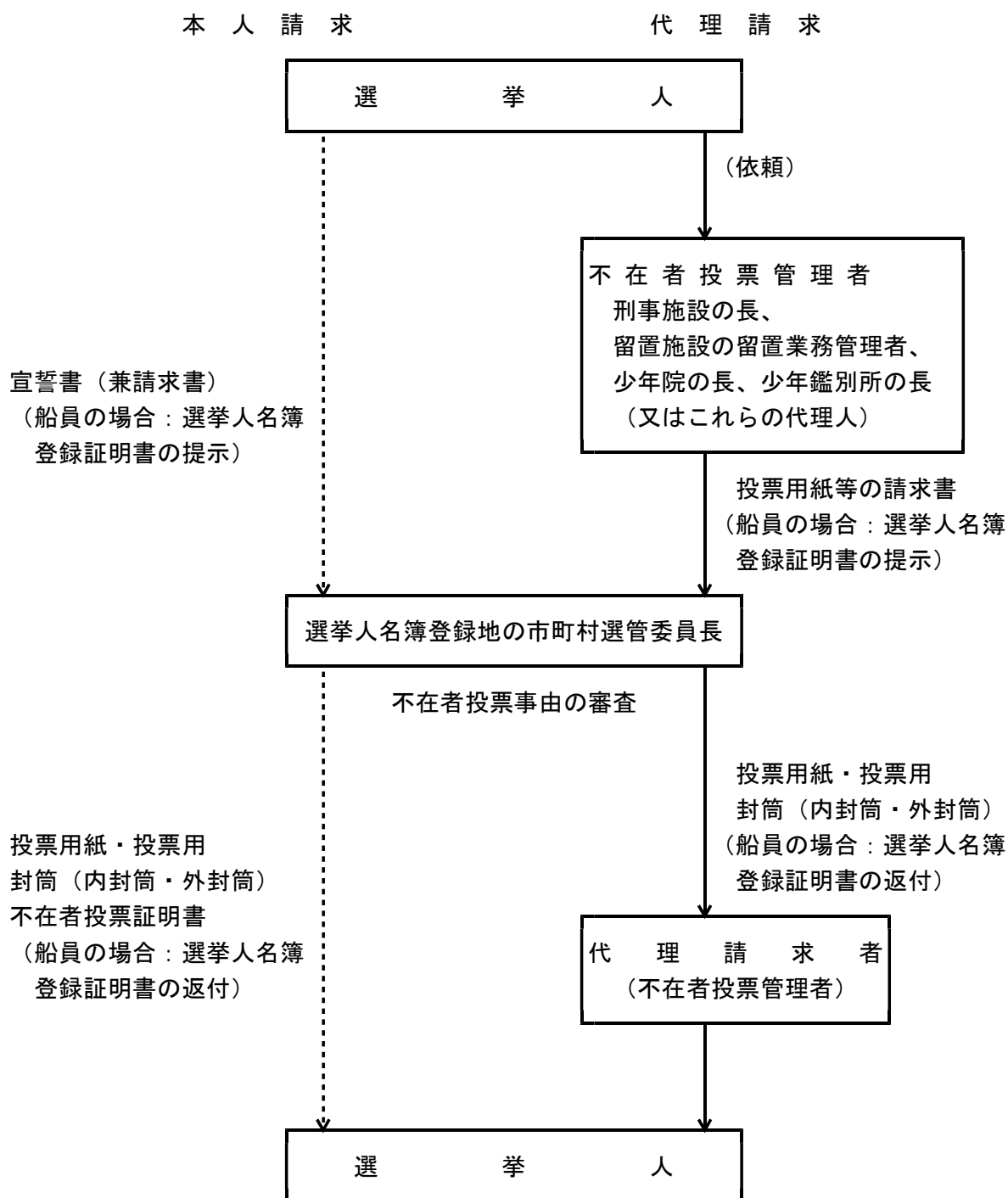
不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示又は告示の日前においても行うことができます（ただし、船員である選挙人が総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に請求する方法による場合は選挙の期日の公示又は告示の日の翌日からとなっています（令51①））。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の交付の請求についても、国民審査の期日の告示の日前においても行うことができます（最高裁判所裁判官国民審査法施行令13）。

総務省令で指定された県内の市町村

青森市、八戸市、むつ市、鯺ヶ沢町、深浦町、大間町

不在者投票用紙等の請求の流れ



(1) 刑事施設等の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法

刑事施設等の長（又はこれらの代理人）は、刑事施設等の施設に収容中の者から投票用紙及び投票用封筒の請求依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し請求します。県内の市町村選挙管理委員会の所在地については、巻末の一覧表を参照してください。

なお、請求する際には、併せて刑事施設等の施設で投票する旨を、また、点字投票をする

場合はその旨を申し立てなければなりません（令50③、令50④）。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(2) 選挙人が自ら請求する方法

刑事施設等の施設に収容中の者が、刑事施設等の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて直接に、又は郵便等をもって請求します（令50①）。

不在者投票の事由に該当する旨の宣誓

投票用紙及び投票用封筒の請求

} 宣誓書（兼請求書）（令52）

なお、選挙人が上記によって請求する際には、併せて当該刑事施設等の施設で投票する旨を、また、点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50①・③）。

(3) 収容中又は留置中の選挙人が船員であるときの請求方法

収容中又は留置中の選挙人が船員であり、その選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合は、上の（1）又は（2）の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません（令50⑥）。

6 投票用紙及び投票用封筒の交付

5の請求後、投票用紙等は、市町村選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵便等をもって送付されてきます（令53①）。

(1) 5(1)による請求（刑事施設等の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法）の場合

この場合の代理人とは、刑事施設の長等から投票用紙等を請求することを依頼されていればよいので、例えば庶務課長でも請求できます。なお、このようなときは、何々所長代理庶務課長と明記した文書により請求してください。

① 投票用紙

② 投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、刑事施設等の長（又はこれらの代理人）は、投票用紙及び投票用封筒を受け取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令53④）。

(2) 5(2)による請求（選挙人が自ら請求する方法）の場合

① 投票用紙

② 投票用封筒（外封筒、内封筒）

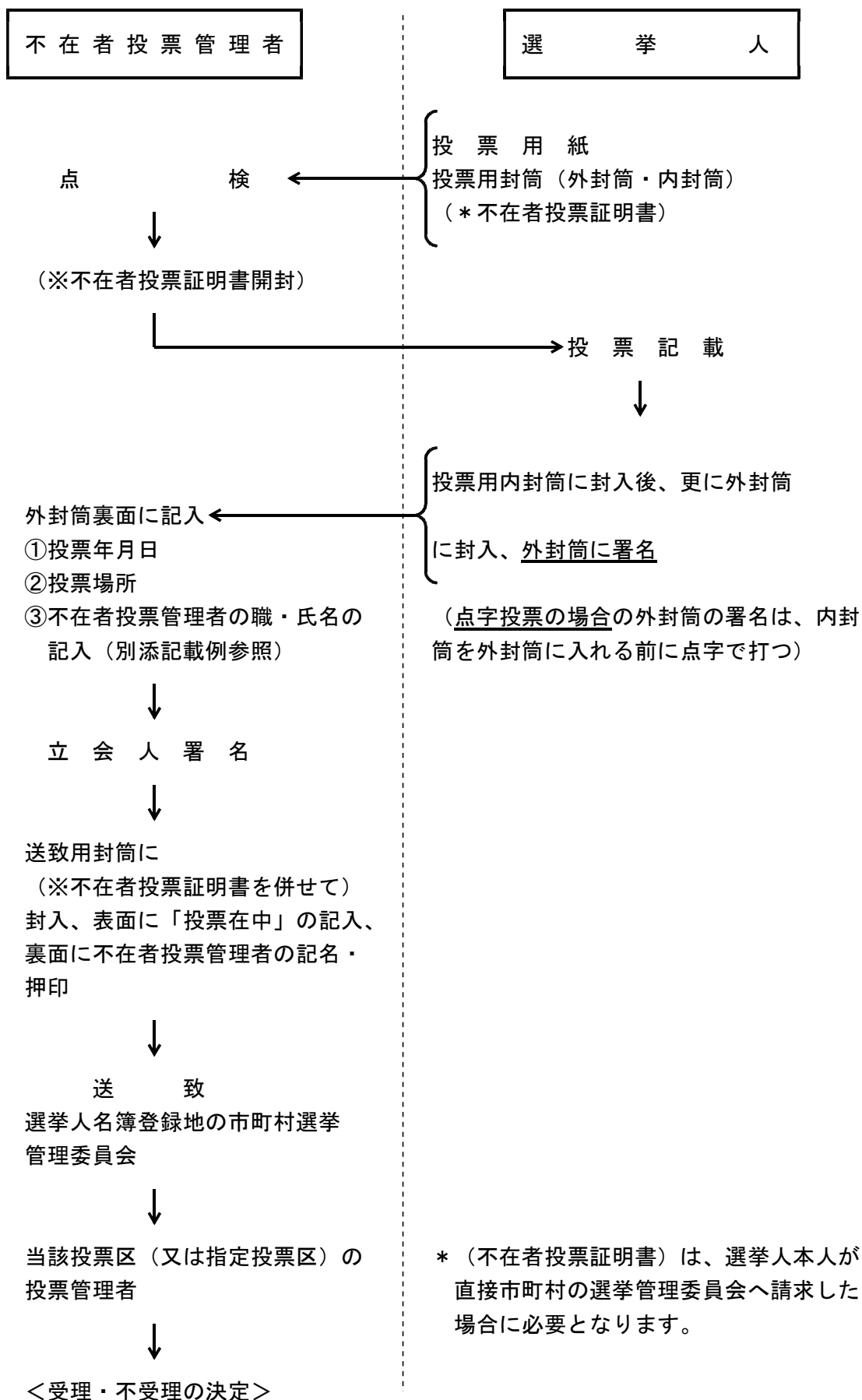
③ 不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っている。）

(3) 5(3)による請求（収容中又は留置中の選挙人が船員であるときの請求方法）の場合、上記の(1)又は(2)の書類のほかに、請求の際に提示した「選挙人名簿登録証明書」が返付されます。

7 投票記載所の設備

投票の秘密が侵害されないようにしてください。

8 不在者投票の方法



(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、確認すること（令58①）。

投票用紙に候補者の氏名等が記載されていないか確認し、もし記載されていれば、選挙人をして交付を受けた市町村選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせること。

点字投票の場合に、点字投票である旨の表示がされているか確認すること。

また、刑事施設の長等が投票用紙等を代理請求しているときは、その請求をした刑事施設の長等のもと以外では不在者投票はできません。

② 不在者投票証明書の点検

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開封されていないかどうかを点検し、開封されているときには選挙人が誤って開封したかどうかにかかわらずなく、投票させることはできません（令58②）。

点検の際に、収容中の者が他の施設から移ってきたため、不在者投票をする施設と不在者投票証明書の「投票しようとする施設の名称」が違っているという場合は、投票させても構いません。

(2) 不在者投票の手続き

① 選挙人が投票記載所において記載し投票する場合

投票用紙及び投票用封筒（選挙人自ら請求した場合は併せて不在者投票証明書の封筒）を不在者投票管理者に提示させ、その点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において投票用紙に自ら当該選挙の候補者の氏名等を記載させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、ついで投票用外封筒に入れて封をさせ、外封筒表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること（令58①）。

ア この場合、不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせること。

イ 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載したりしてはならないこと。

ウ 署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封かんする必要はないこと。

エ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を入れる前に点字で打たせること。

② 代理投票を希望する者がいる場合

不在者投票管理者は、選挙人が、身体の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない者であるときは、その申請に基づいて代理投票をさせることができます。この申請は、口頭でもよいこととされています。

具体的な手続きは、まず代理投票させるときには、立会人の意見を聴いて、投票に係る事務に従事する者から補助者2人を補助者本人の承諾を得て定め、その1人の立会いの下に他の1人に投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載させ、それを選挙人に示したうえ、投票用内封筒に入れて封をし、さらにこれを投票用外封筒に入れて封をさせ、封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて（このときには、代理記載人の欄には記載しない。）直ちに提出させます（令58④で準用する令56④）。

なお、不在者投票管理者は、選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いたうえで代理投票を拒否することができます。

③ 代理投票の仮投票について

ア 次の場合は、代理投票の仮投票をさせなければなりません。

- ・ 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき（令41②、令56⑤、令58④）
- ・ 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき（令41③、令56⑤、令58④）

イ 代理投票の仮投票の方法

代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を代理記載人の欄に記載させて提出させてください（令41④、令56⑤、令58④）。

9 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立ち会いがなければなりません（令58③で準用する令56③）。

立会人は、不在者投票管理者、不在者投票事務の補助執行者、代理投票における補助者を兼ねることはできません。また、立会人は点検から送致のための受理に至る全手続に立ち会わなければなりません。

なお、立会人の資格は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

10 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合には、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載のうえ、これに記名し、投票に立ち会った立会人に署名させ、さらにこれを不在者投票証明書（上の5(2)による請求の場合（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合）のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれをその選挙人が登録されている選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便をもって送付しなければなりません（令60①）。

この場合、投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなりますので、注意してください。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区（又は指定投票区）の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

郵便等による送付の際は、できるだけ特定封筒郵便（いわゆるレターパック）を使用してください。レターパックを使用される場合も表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面には記名押印してください。

（注）投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用することはできません。必ず署名（自書）してください。

11 不在者投票に関する経費

不在者投票に関する経費の請求については、その選挙を管理執行している選挙管理委員会にお願いします。

選挙の種類	請求先
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙	青森県（※）
国会議員の補欠選挙	当該選挙を執行している都道府県
知事選挙 都道府県議会議員選挙	当該選挙を執行している都道府県 （青森県知事及び青森県議会議員選挙の場合は青森県）
市町村長選挙 市町村議会議員選挙	当該選挙を執行している市町村

※ 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこととなっています。選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう注意してください。

					選挙人名簿記載
					選挙人氏名
					生年月日
					備考

に

令和 年 月 日

(職
・
氏名)

選挙人から公職選挙法施行令第五十条第三項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十条第五項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

○ 不在者投票の場合

- 12 -

○ 不在者投票の代理投票の場合（注 代理記載人の欄には記載しない。）

↓ 代理記載人に投票者の氏名を記載させる

表

○○○○○○○○○○選挙

不在者投票

(外封筒)

○選挙
管理委員
会印

投票者
●●●●

(代理記載人
注意 投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。)

投票区	住所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女

↓ 記入する

裏

投票年月日 令和●●年●●月●●日 投票場所 ●●●●

不在者投票管理者 ●●●●

立会人 ▲▲▲▲

交付市町村名 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県 郡(市) 町村

↓ 職・氏名を記名（ゴム印可）

↓ 氏名を必ず自書すること
（ゴム印不可）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇選挙

不在者投票

(外封筒)

〇〇選挙
管理委員
会印

投票者

● ● ● ●

（代理記載人）

注意

投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票区

住所

名簿番号

性別

ページ

男

番

女

○ 不在者投票の代理投票の仮投票の場合（注）代理記載人の氏名も記載する。

代理記載人に投票者の氏名を記載させる

投票区	住所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女

↓
記入する

投票年月日		令和●●●●年●●月●●日	投票場所	●●●●
不在者投票管理者		●●●●●●●●●●		
立会人		▲▲▲▲▲		
交付市町村名				
交付年月日		令和●●年●●月●●日		
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名				
県				
郡(市)				
町村				

↓ 職・氏名を記名（ゴム印可）
↓ 氏名を必ず自書すること（ゴム印不可）

町村

1 4 青森県内の選挙管理委員会の所在地一覧
(令和7年8月12日現在)

	県市町村名	電話番号	郵便番号	所 在 地
県	青 森 県	017-734-9076	030-8570	青森市長島1-1-1
市	青 森 市	017-734-5822	030-0801	青森市新町1-3-7 駅前庁舎4階
	弘 前 市	0172-35-1129	036-8551	弘前市大字上白銀町1-1
	八 戸 市	0178-43-9167	031-8686	八戸市内丸1-1-1
	黒 石 市	0172-52-2111	036-0306	黒石市大字内町24-1
	五所川原市	0173-35-2111	037-8686	五所川原市字布屋町41-1
	十和田市	0176-51-6778	034-8615	十和田市西十二番町6-1
	三 沢 市	0176-53-5111	033-8666	三沢市桜町1-1-38
	む つ 市	0175-22-7678	035-8686	むつ市中央一丁目8-1
	つ が る 市	0173-42-2540	038-3192	つがる市木造若緑61-1
	平 川 市	0172-55-5392	036-0104	平川市柏木町藤山25-6
東津軽郡	平 内 町	017-755-2111	039-3393	平内町大字小湊字小湊63
	今 別 町	0174-35-2001	030-1502	今別町大字今別字今別167
	蓬 田 村	0174-27-2111	030-1212	蓬田村阿弥陀川字汐干126-1
	外ヶ浜町	0174-31-1111	030-1393	外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
西津軽郡	鰺ヶ沢町	0173-82-0912	038-2792	鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321
	深 浦 町	0173-74-2111	038-2324	深浦町大字深浦字苗代沢84-2
中津軽郡	西目屋村	0172-85-2111	036-1492	西目屋村大字田代字神田57
南津軽郡	藤 崎 町	0172-88-8209	038-3803	藤崎町大字西豊田1-1
	大 鰐 町	0172-48-2111	038-0292	大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
	田舎館村	0172-58-2111	038-1113	田舎館村大字田舎館字中辻123-1
北津軽郡	板 柳 町	0172-73-2111	038-3692	板柳町大字板柳字土井239-3
	鶴 田 町	0173-22-2111	038-3595	鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
	中 泊 町	0173-57-2111	037-0305	中泊町大字中里字紅葉坂209
上北郡	野辺地町	0175-64-2111	039-3131	野辺地町字野辺地123-1
	七 戸 町	0176-68-2111	039-2792	七戸町字森ノ上131-4
	六 戸 町	0176-55-3111	039-2392	六戸町大字犬落瀬字前谷地60
	横 浜 町	0175-78-2111	039-4145	横浜町字寺下35
	東 北 町	0176-56-3111	039-2492	東北町字塔ノ沢山1-94
	六ヶ所村	0175-72-2111	039-3212	六ヶ所村大字尾駁字野附475
	おいらせ町	0178-56-2111	039-2192	おいらせ町中下田135-2
下北郡	大 間 町	0175-37-2111	039-4601	大間町大字大間字奥戸下道20-4
	東 通 村	0175-27-2111	039-4292	東通村大字砂子又字沢内5-34
	風間浦村	0175-35-2111	039-4502	風間浦村大字易国間字大川目28-5
	佐 井 村	0175-38-2111	039-4711	佐井村大字佐井字糠森20
三戸郡	三 戸 町	0179-20-1111	039-0198	三戸町大字在府小路町43
	五 戸 町	0178-62-2111	039-1513	五戸町字古館21-1
	田 子 町	0179-32-3111	039-0292	田子町大字田子字天神堂平81
	南 部 町	0178-76-2111	039-0592	南部町平字広場28-1
	階 上 町	0178-88-2111	039-1201	階上町大字道仏字天当平1-87
	新 郷 村	0178-78-2111	039-1801	新郷村大字戸来字風呂前10